

大田市告示第124号

電子申請処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続き等

大田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年大田市規則第5号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のように定める。

令和7年6月16日

大田市長 楫野 弘和

記

対象手続等	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する手続等のうち、電子申請受付システム電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）に規定する手続等のうち、電子申請受付システム電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等